

セミナーレポート

2008年9月19日(金)開催 2nd Annual Beseto Conference

(グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウムと共催)

“Changing Society and the Role of Law”

昨年、北京大学法学院、ソウル大学校法科大学そして東京大学大学院法学政治学研究科という東アジアの法律学研究の3極が学术交流のために持ち回りで研究集会を行うことが決められた。この研究集会は、“Beijing, Seoul, Tokyo”の各冒頭2字をとって“Beseto”と呼ばれている。昨年のソウル大学校に続き、本年は東京大学がホスト校となり、“Changing Society and the Role of Law”を総合テーマとして、第2回Besetoを行うこととなった。

高橋宏志東京大学教授(東京大学理事・副学長)によるWelcome Speech、及び松尾浩也東京大学名誉教授(日本学士院会員、法務省特別顧問)によるKeynote Speechの後、以下の2つのセッションが行われた。

第1セッション：Business Crime

第1セッションでは、経済犯罪(Business Crime)をテーマとして、神田秀樹教授の司会の下に、以下の3本の報告がされた。

最初に、北京大学のGenlin LIANG(梁根林)教授による“On the Chinese Current Provision of Crime of Taking Bribes Interpretation, Loopholes and Complementarity”と題する報告がされ、中国刑法の収賄罪において「賄賂」が有形財産しか含まないこと等の問題点の指摘とこれを克服するための解釈論・立法論が展開された。次に、ソウル大学校のKuk CHO(曹國)教授による、“Three Controversial Issues in Controlling Corporate Crimes in Korea”と題する報告がされ、韓国刑法における両罰規定や業務上横領・業務上背任の問題点、ホワイトカラー犯罪に対する処罰が緩い傾向にあるという運用のそれぞれについて指摘がされた。最後に、東京大学の山口厚教授から、“Developments in the Penal Protection of Trade Secrets in Japan - Protection by Unfair Competition Prevention Act”と題する報告がされ、営業秘密の保護の拡大のための不正競争防止法の相次ぐ改正の経緯と残された問題点についての説明がされた。

これらの報告の後、報告者にフロアも交えて質疑応答がされた。質疑応答は約1時間半にわたり活発に行われたため、そのすべての内容をここで紹介することはできないが、例えば、中国刑法の収賄罪をめぐっては、規定における「賄賂」に無形の利益を含ませる拡張(あるいは類推)解釈の可否、その収賄罪における死刑という刑罰の必要性、内部者通報を保護する制度の有無(現在の中国にはまだないとのことである)、両罰規定をめぐっては、法人への刑罰の持つ社会的な意義及び懲罰的賠償との比較やそれぞれの得失、具体的には誰の過失が法人の過失となるのか、営業秘密の保護をめぐっては、日本の不正競争防止法の刑罰規定は日本国外で管理される営業秘密も対象としているのか(対象とはしていない)、等をめぐって議論がされた。

第 2 セッション：Autonomy of Family and the Role of State--Protection of Women and Children

第 2 セッションは、家族の自律と国家の役割 - 女性及び児童の保護 (Autonomy of Family and the Role of State--Protection of Women and Children) をテーマとして、道垣内弘人教授の司会の下に、以下の 3 本の報告がされた。

最初に、北京大学の Guimei BAI (白桂梅) 教授から、“The Implementation of CEDAW in China: From a Perspective of International Law” と題する報告がされ、1980 年に中国が批准した CEDAW (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) の履行のための立法的・行政的措置について言及がされた後、中国では現在人権委員会のような人権条約履行のための特別な組織が存しないこと、女性の権利を取り巻く状況、女性差別の定義が法律上存しないことの問題が指摘されている旨等が説明され、国際人権法と中国国内法との連携の必要性等が主張された。次に、ソウル大学の Jinsu YUNE (尹眞秀) 教授から、“CEDAW, CRC and the Korean Family Law” と題する報告がされ、CEDAW (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) 及び CRC (児童の権利に関する条約) の韓国における位置づけについて説明がされた後、CEDAW や CRC の批准の際に付されていた留保が、近年の家族法・国籍法・涉外私法等の相次ぐ改正 しばしば憲法裁判所等の判例に起因する により撤回されてきた経緯が紹介された。最後に、東京大学の道垣内弘人教授から、大村敦志教授との共同執筆に係る“Status of Women in Family: the Balance Between Autonomy and Protection” と題する報告がされ、家族における女性の位置づけという観点から、1947 年の民法改正による「家(いえ)」制度の廃止・共同親権・妻の財産管理権・妻の相続権の内容が紹介された後、近時の選択的夫婦別姓の提案の挫折や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の制定、さらに配偶者の相続分の増加・子の扶養料請求権の保護の強化に関する法改正の説明がされた。

これらの報告の後、報告者にフロアも交えて質疑応答がされた。質疑応答は約 1 時間半にわたり活発に行われたため、そのすべての内容をここで紹介することはできないが、例えば、以下のような議論がされた。

社会の変化が法改正を促す場合と法改正が社会の変化を促す場合とがあるところ、家族法分野では多くは前者ではないかとの指摘がされ、関連して「法改正」という場合、立法部門による法の制定・改正と司法部門による判例の創造・変更があり、その役割分担は国や問題状況によって異なる旨の指摘がされた。また人権保護機関を構想する場合に、政府からの資金的な独立性が重要である旨の指摘がされた。YUNE 教授のレポートで言及された CRC6 条にある生命に対する固有の権利について日本ではどのような規律が存するのかという質問がなされ、日本ではまだ制定法はなく現場のガイドラインのようなものが存するのみである、という回答がされた。これら以外では、BAI 教授のレポートで言及された地方在住の女性の教育に関する権利と市場開放政策との関係、韓国の家族法改正において NGO が果たしている役割、中国・韓国において CEDAW 違反を理由に最上級審まで争えるか等の議論がされた。

これら 2 つのセッションが終了した後、東京大学の井上正仁教授 (法学政治学研究科長・法学部長) から、Beseto 開催の意義や 2 つのセッションでの議論とソフトローとの関係等にも言及する Closing Speech があり、第 2 回 Beseto は終了した。

この第2回 Beseto では、テーマを絞った上で同一テーマで報告する者同士が事前に問題意識をすりあわせてレポートを執筆する、ということを取らず、統一テーマは緩やかにしておいて報告者が自由に特定のテーマを設定して報告をする、という方式がとられた。これは、事前にテーマを絞り込み、絞り込まれたテーマについて北京大・ソウル大・東大の報告者の間で調整をすることとすると、報告者の負担が大きいう意味で困難であることが主たる理由であり、その結果、両セッションとも、内容的には様々な報告がされることになった。

このことについて、一方では、統一感のない研究集会であるという評価もありうるであろう。しかし他方では、ある程度幅のあるテーマについてそれぞれの国の報告者がどこにトピックを設定するかというバリエーションを楽しむことができたという評価も可能であろう。現に、質疑応答の時間においては、報告者同士がお互いの報告内容について質問を交わし議論をぶつける、ということがしばしば行われた。参加者の人数を考えれば、フロアからの質問も少なくはなかったと言えよう。

なお、この第2回 Beseto における各報告は、出版物として刊行される予定である。

松下淳一（東京大学大学院法学政治学研究科教授・第2回 Beseto 実施担当者）